

(別紙 1)

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人あしーど

2 指導監査実施年月日 令和 4 年 1 0 月 2 5 日 (火)

3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
I - 3 (1) 評議員の選任	定款第 6 条第 3 項において評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定めることとしているが、当該細則が整備されていなかったため、理事会で定めること。 本件は、前回口頭指摘としている。 <u>根拠法令等</u> 定款第 6 条第 3 項	
I - 3 (2) 評議員会の招 集・運営	次のとおり評議員会の手続きについて、法令に反している事例があった。 ○評議員会の招集手続きについて 理事会の決議により次の事項を定めなければならない。 ①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合はその旨） 令和 3 年 6 月 2 8 日に評議員会が開催されているが、令和 3 年 6 月 1 2 日の理事会議事録を確認したところ、上記の項目を理事会において決議した経過が見られなかった。今後、評議員会の招集に際し適切な手続きを行うこと。 また、本件は前々回、前回と同様の指摘である。 <u>根拠法令等</u> 社会福祉法第 4 5 条の 9 第 1 0 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 8 1 条第 1	○

	項、社会福祉法施行規則第2条の12	
I-3(2) 評議員会の招 集・運営	社会福祉法人は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類等を作成し、所轄庁に提出しなければならない。貴法人は、所轄庁への令和3年度会計にかかる計算書類等の提出も遅延しており、前回監査以降、改善されていない。 根拠法令等 社会福祉法第59条	○
I-4(4) 理事長	貴法人は、令和3年6月28日の評議員会において、次期理事を選任しているが、同日に理事会を開催せず、令和3年8月12日に理事会を開催して次期理事長を選任しており、速やかな理事長の選定が行われておらず、法令の定めによる手続きで理事長の選定が行われていなかった。 今後、法令及び定款の定めによる手続きにより理事長および業務執行理事の選定を行うこと。 根拠法令 定款第17条第2項、社会福祉法第45条の13第3項、第45条の16第1項、第2項	
I-5(2) 選任及び解任	改選に伴う監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、現監事の過半数の同意を得なければならないとされているが、議事録では監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事の同意書の徴求もなかった。 今後、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続きをすること。 根拠法令 社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項	
I-6(1) 審議状況	定款第25条において、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常業務の理事長の専決事項について理事会で定められていなかった。 理事長等の決裁権限の明確化のため、決裁規程等を整備すること。	○

	本件については、前々回、前回と同様の指摘である。 根拠法令等 社会福祉法第45条の13第4項 定款第25条	
I-8(1) 報酬	定款第22条において、役員の報酬等の総額について評議員会において別に定めることとしているが、定められていなかったため、役員の報酬等の総額について評議員会で定めること。 本件については、前回口頭指摘としている。 根拠法令等 定款第22条	
Ⅲ-3(2) 規程・体制	計算書類等は、定時評議員会の承認が必要であるが、貴法人の経理規程第60条第3項において、財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定すると定めている。ついては、法令に従い、経理規程の整備を行うこと。 ※ここに挙げているのは一例であり、早急に法改正に伴う経理規程全体の見直しを行うこと。 本件については、前々回、前回と同様の指摘である。 根拠法令等 社会福祉法第45条の23第1項、社会福祉法第45条の24第1項、社会福祉法第45条の30第2項	○
Ⅲ-3(2) 規程・体制	経理規定第31条において会計責任者は、毎月末日における拠点区分ごとに月次試算表を作成し、さらに、各事業区分の合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月末日までに理事長に提出しなければならないとしているが、理事長への提出が遅延していたため、経理規程に従い期限内に提出すること。 根拠法令等 定款第35条、経理規程第31条	○